公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

兵庫県立大学
UNIVERSITY OF HYOGO

作成日：2024年８月26日

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
基本原則１	**公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築** 公立大学は、設置自治体が示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。	「兵庫県立大学創立の基本理念」を踏まえ、設置自治体である兵庫県が示す中期目標の達成に向けて、本学として中期計画を策定し、大学の運営体制を構築している。	**〇基本理念** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/philosophy/ **〇中期目標・中期計画** https://puc-hyogo.ac.jp/public/mid/
原則１－１	**公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定** 公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。	ミッションを踏まえたビジョン等を策定・公表し、透明性を確保している。 〇対応状況 2004年　基本理念（開学時） 2014年　創基100周年ビジョン 2024年　ビジョン2036 また、法人評価委員会の委員、法人理事会及び経営審議会の外部有識者（理事・委員）から意見聴取し、法人運営に活かしている。	**〇基本理念** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/philosophy/ **〇創基100周年ビジョン** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/vision/ **〇ビジョン2036** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/project/
原則１－２	**目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築** 公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するためのIR機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。	ビジョンは、県の策定する中期目標及び大学の策定する中期計画と関連づけ、その実現に向けた自己点検・評価を行い、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努め、目標・戦略の見直しに反映している。	**〇中期目標・中期計画** https://puc-hyogo.ac.jp/public/mid/
原則１－３	**自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築** 公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。	運営費交付金等を効率的・効果的に活用して教育・研究・社会貢献機能を果たす、学部、研究科、附置研究所、附属学校、全学組織や事務局体制を整えている。	**〇教育・研究体制** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/construction/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則１－４	**多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成** 公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。	長らく公立大学を管理運営してきた兵庫県からの派遣職員について、高等教育施策や大学の現場を知る職員が継続的に配置されるよう、人事を進めている。	**○教職員数** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/number-of-staff/
原則１－５	**自ら実行する不断の改革** 公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。	社会の変化への対応はビジョンや中期計画等に盛り込み、自己点検・評価を行うとともに県と協議しながら不断の改革を進めている。	**○法人評価委員会** https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk36/hyoukaiinkai.html
基本原則２	**公立大学の適正な経営の展開** 公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。 またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。	法人経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長を置き、役割を分担している。定款の定めにより、学長が副理事長を、副学長が理事を兼務することで経営と教学のバランスを取り、迅速・的確な意思決定を可能としている。 また、法人経営と教育研究に関する審議機関として経営審議会と教育研究審議会を置き、監事監査規程を定め、それぞれの業務や組織・役職員が適切に運営しているかどうか、自律的に牽制する仕組みができている。	**○法人規程集** https://puc-hyogo.ac.jp/regulation/regulations/
原則２－１	**学長をはじめとした経営執行部の責務**		
原則２－１―１	**学長の責務** 学長は、基本原則１に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。	学長は、学長選考会議での選考過程で自らの抱負を述べて教職員の理解を得ており、理事長による選任時に大学に求められる責務を果たすためリーダーシップを発揮することを誓約している。 また、大学執行部や学部長・研究科長等が出席する教育研究審議会（毎月実施）、外部有識者が出席する経営審議会（年４回実施）等で多様な関係者の意見を取り入れながら、大学の運営を行っている。	**○学長選考会議** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/president-selection/
原則２－１－２	**学長を支える補佐体制の構築** 学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。	常任の副学長４名のほか、学長が任意に学長特別補佐を選任でき、学長を支える体制が構築されている。	**○役員等一覧** https://puc-hyogo.ac.jp/about/board/ **○教育・研究体制** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/construction/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則２－１－３	**戦略的な資源配分** 　学長は、原則１－２及び１－３で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。	学長は、人事委員会の主宰によって人事・組織編制に関与するとともに、学長裁量経費等予算面でも戦略的な資源配分を行い、成果を検証できる体制となっている。	
原則２－１－４	**大学の経営執行部に求められる責務** 　大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。	大学執行部と主要職員が出席する、隔週開催の大学戦略会議、毎週開催の大学運営会議等を開催し、学長の意思決定を支え、大学の適正な運営を確保している。	
原則２－２	**大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築**		
原則２－２－１	**外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築** 　公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。	経営審議会は、外部有識者を半数以上含め、多様なステークホルダーの意見が反映される形を取っている。	**○経営審議会** https://puc-hyogo.ac.jp/public/keiei/
原則２－２－２	**教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築** 　公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。	教育研究審議会は、学長をトップに、副学長のほか学部、研究科、附置研究所、附属学校の部局長により、教育・研究・社会貢献に関する重要事項を審議する形となっている。	**○教育研究審議会** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/commission/
原則２－２－３	**大学業務に対する適切な監査体制の構築** 　公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。	監事２名が、監査以外にも会議出席、関係職員へのヒアリング等により、大学の業務を適切にチェックできる仕組みとなっている。	**○財務情報（監査報告書）** https://puc-hyogo.ac.jp/public/zaimu/
原則２－３	**学長選考機関の責務**		
原則２－３－１	**公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考** 　選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像（資質・能力等）を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。	学長選考会議は、経営審議会から選出された委員４名、教育研究審議会から選出された委員４名の計８名で構成している。 学長選考会議に係る規程は公表している。	**○学長選考会議** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/president-selection/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則２－３－２	**学長の解任のための手続きの整備** 選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。	学長解任規程を定めており、公表している。	**○学長解任規程** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/president-selection/ https://www.u-hyogo.ac.jp/gakuchou_kainin.pdf
原則２－３－３	**学長の業務執行に関する評価** 選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにすることなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。	学長業績評価規程を定めており、公表している。	**○学長業績評価規程** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/president-selection/ https://www.u-hyogo.ac.jp/gyousekihyouka.pdf
原則２－４	**法令遵守とリスクマネジメント**		
原則２－４－１	**法定事項に関する適切な情報開示** 公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。	法定事項は、大学ホームページにおいて公表している。また、大学運営、教育、研究、社会貢献活動に係る様々な情報についても、大学ホームページ、SNSで発信している。 兵庫県全域にまたがるキャンパスにおいて、学校教育法施行規則で公表が義務付けられている事項の更新漏れ等を防止するため、公表項目と所管課、各部局の役割等を整理したチェックリストを作成し、全学的に共有することで、必要な情報を社会に向けて迅速に発信するための体制を構築している。	**○大学ホームページ** https://www.u-hyogo.ac.jp/ **○教育情報の公表** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/#id02
原則２－４－２	**研究活動における倫理の遵守** 公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。	兵庫県公立大学法人コンプライアンスの推進に関する規程等を定めるほか、教員への研究倫理の研修を行うとともに、公的研究費に携わる教職員に対する研修を行い、誓約書も提出させている。	**○法人規程集** https://puc-hyogo.ac.jp/regulation/regulations/
原則２－４－３	**大学特有のリスクに対する備え** 公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。	兵庫県公立大学法人業務方法書に基づき、緊急時による業務継続計画を定め、BCPの策定を本部・キャンパスで行うとともに、学術総合情報センターの専任教員や事務局DX推進課職員らが中心となってサイバーセキュリティの対策を取っている。	**○業務方法書** https://puc-hyogo.ac.jp/regulation/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則２－４－４	**内部統制の仕組みの整備と運用体制** 公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。	大学運営に関わる業務全般を対象とできる内部監査制度を事務局経営戦略課・財務課が実施しており、内部統制システム（法令遵守等）をチェックし、指摘等している。	**○内部監査規程** https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/02/51naibukansa.pdf
基本原則３	**教育研究の発展** 公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。 そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。	高等教育推進機構に教学マネジメントセンターを置き、内部質保証のためのチェックシート等の活用や学内の様々な教学IRデータの収集・分析等を行い、教育研究活動等の改善を行っている。	**○教学マネジメントの推進** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/teach-management/
原則３－１	**全学的視点に立った教学マネジメントの実現**		
原則３－１－１	**学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化** 公立大学は、基本原則１で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。	全学レベル・学位プログラムレベル(学部・研究科等)・授業科目レベルの３層レベルで三つのポリシーの不断の見直しをしている。 実質的に入試、教育課程、卒業判定が合致しているかの具体的な確認、必要な見直しは、教学マネジメント委員会や入試協議会、学生支援機構等を通じて全学的に行っている。	**○三つのポリシー等** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/policy/
原則３－１－２	**学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成** 公立大学は、原則３－１－１で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。	学修者目線に立ち、教育課程を体系的・組織的に科目ナンバリングwebサイトで示すとともに、学部・研究科ごとにシラバスの検索性を高めるなど、必要な措置を行っている。	**○科目ナンバリング** https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/syllabus/ **○授業科目の一覧** https://www.u-hyogo.ac.jp/subject_list/
原則３－１－３	**教育成果と学修成果の把握と可視化** 公立大学は、原則３－1－２で掲げる教育課程を通じ、原則３－１－１の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。	ディプロマ・ポリシーに基づく教育・学修成果を把握するため、学生との意見交換会や、在学生を中心とした各調査を実施している。 調査結果は、自己点検・評価に活用し、教育活動や学生支援の充実・改善に努めている。	**○教学マネジメントの推進** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/teach-management/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則３－２	教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築		
原則３－２－１	**自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善** 公立大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、教学の取組みを可視化し、改革に資するためのFD、SD及び教学IRを推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。	内部質保証システムを構築するため、内部質保証の基本方針及びアセスメントプランを定めるとともに、教学マネジメントセンターを中心に、自己点検・評価を行い、FD・SD活動や教学IRを推進している。	**○FD・SD活動・教学IR** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/teach-management/
原則３－２－２	**教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用** 公立大学は、原則３－１－３で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則２－４－１で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。	教学マネジメントセンターが各部局における内部質保証の取組を支援するとともに、認証評価への対応を行っている。	**○大学機関別認証評価** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/accredit/
基本原則４	**地域社会への貢献** 公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。 その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。	ビジョンや県が策定した中期目標を踏まえ、中期計画を策定し、地域社会が抱える課題の解決に向けた教育研究活動等により、地域社会の人々と本学の教員が一体となって、様々な取組を進めている。	**○社会・地域連携** https://www.u-hyogo.ac.jp/cooperation/ **○研究・産学官連携** https://www.u-hyogo.ac.jp/research/
原則４－１	ステークホルダーとの信頼醸成		
原則４－１―１	**設置自治体との有機的な関係構築** 公立大学は、基本原則１で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。	設置自治体によって法人化されたことから、県の策定した中期目標に基づいて、大学が中期計画を定めて、知事の認可を受けており、相互の理解と調和に基づく大学運営となっている。	**○兵庫県立大学(沿革等)** https://www.u-hyogo.ac.jp/about/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則４－１－２	**産学官連携、生涯教育等を通した成果の還元による地域社会との関係構築** 公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。	社会価値創造機構において、産学官連携とともに、地域連携の活動にも取り組んでおり、大学の持つ知見の活用や課題解決への協力、リカレント教育等を進めている。	**○社会価値創造機構** https://www.u-hyogo.ac.jp/academics/innovation/
原則４－１－３	**大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築** 公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。	財務情報を公表している。	**○財務情報** https://puc-hyogo.ac.jp/public/zaimu/
原則４－２	**地域の中核を支える共創拠点としての公立大学**		
原則４－２－１	**地域への優れた人材の輩出** 公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。	６学部・９研究科とも地域との協働や近接する研究基盤の活用等により、質の高い、地域にとって有為な人材を輩出している。	**○就職・進路状況** https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/c-info/
原則４－２－２	**地域経済・社会を支えるイノベーションの創出** 公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。	各部局で優秀な研究者を確保するとともに、社会価値創造機構等により、地域経済・社会を支えるイノベーションに結びつく研究や社会貢献に取り組んでいる。	**○社会価値創造機構** https://www.u-hyogo.ac.jp/academics/innovation/
原則４－２－３	**共創拠点としてのキャンパス整備** 公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則４－２－２で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。	社会価値創造機構に加え、新長田ブランチなど新たな機能に対応したキャンパス・施設等の整備を進めるとともに、他機関の人材をクロスアポイント制度で受け入れる等の制度の充実も図っている。	
基本原則５	**持続可能性・多様性のある社会への対応** 大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。	創立の基本理念に基づき、地域の人々、世界の学術団体、行政機関、企業などと協働しながら社会の課題解決に貢献し、持続可能性や多様性のある社会への対応として、人権の尊重やハラスメントの防止に努めている。	
原則５－１	**持続可能な社会のための貢献** 公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。	大学のSDGs宣言を発表して、その推進に取り組んでおり、地域社会への成果の還元を図っている。	**○兵庫県立大学×SDGs** https://www.u-hyogo.ac.jp/sdgs/

項　　目	公立大学ガバナンス・コード（(一社)公立大学協会)）	兵庫県立大学の適合状況	情報公表の状況
原則５－２	**ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進** 　公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。	大学のダイバーシティ＆インクルージョン宣言を発表して、その推進に取り組んでおり、女性教員限定公募や女子学生枠の学部入試の実施等も実施している。	**○ダイバーシティの推進** https://www.u-hyogo.ac.jp/diversity/
原則５－３	**人権の尊重とハラスメントの防止** 　公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。	大学のハラスメント防止宣言を発表し、各種ハラスメントの防止、相談窓口の開設、組織的な対応等を行っている。	**○ハラスメントへの対応** https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/harassment/